

No.11 住吉地区 夕方

現況



供用後



図-6. 17. 9(3) 夕方における主要な眺望景観の変化 (No.11 住吉地区)

6.17.3 評価

(1) 飛行場及びその施設の存在及び供用

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(a) 環境保全措置の検討

景観について、飛行場及びその施設の存在に伴う影響を低減するため、以下に示す環境保全措置を講じることとしています。

- ・ 改変区域については、改変面積を可能な限り抑えます。

上記の環境保全措置を予測の前提として検討した結果、飛行場及びその施設の存在に伴う影響を以下に示すとおり予測しました。

- ・ 各眺望点において、飛行場及びその施設の存在に伴い、眺望景観上、人工物の景観構成要素に占める割合が増加しますが、増加の割合は 0.02～0.36%にとどまります。また、自然的な景観構成要素（緑地、岩場・裸地、海）の消失の割合は 0.02～0.43%にとどまります。

上記の予測結果を踏まえ、飛行場及びその施設の存在に伴う景観への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じます。

- ・ 改変区域については、可能な限り現地の植物を利用する緑化対策を行います。
- ・ 法面や滑走路周辺は、芝張り等の緑化を行います。

(b) 環境影響の回避・低減の検討

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、飛行場及びその施設の存在による景観への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しました。

2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

(a) 環境保全の基準又は目標

鹿児島県景観条例では、事業者の役割として、「基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。」ことが掲げられています。

これを景観に係る環境保全の基準又は目標としました。

(b) 環境保全の基準又は目標との整合性

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、良好な景観の形成に自ら努めることにより、主要な眺望景観の変化について、最小限にとどめています。

以上から、飛行場及びその施設の存在による景観への影響については、環境保全の基準又は目標との整合性が図られているものと評価しました。

